

# 民間資金を中心とする JCM プロジェクトの組成ガイダンス

2023年3月28日  
環境省、経済産業省、外務省

---

## 目次

---

1.	はじめに.....	1
2.	民間 JCM プロジェクトの事前の照会プロセスを含む手続について .....	3
2.1	事業概要(PIN)の作成及び提出について .....	4
2.2	民間 JCM プロジェクトの対象事業検討に当たっての留意事項.....	5
2.3	民間 JCM プロジェクトにおける日本からパートナー国への GHG 排出削減・吸収以外に対する貢献について .....	6
2.4	クレジット配分 (別添1PIN 様式:3.8. Credit allocation 参照) .....	7
3.	日本国政府による民間 JCM プロジェクトの実施支援について .....	9
4.	その他.....	10

## 用語・略語集

JCM	二国間クレジット制度。Joint Crediting Mechanism の略
パートナー国	二国間協力文書に基づき、JCM を構築した国。2023 年 3 月現在で、モンゴル、バングラデシュ、エチオピア、ケニア、モルディブ、ベトナム、ラオス、インドネシア、コスタリカ、パラオ、カンボジア、メキシコ、サウジアラビア、チリ、ミャンマー、タイ、フィリピン、セネガル・チュニジア・アゼルバイジャン、モルドバ、ジョージア、スリランカ、ウズベキスタン、パプアニューギニアの 25 ヶ国。
合同委員会	日本国及びパートナー国の代表者により構成される委員会。JCM の実施に必要な規則やガイドライン等の採択、提案された方法論の承認、プロジェクトの登録並びに発行する JCM クレジット量の決定及び各国政府への通知を行う。
JCM 事務局	JCM 合同委員会の事務局。各種提出物の受領や、文書内容のチェック、パブリックコメントの告知等の対応を行う。
JCM プロジェクト	JCM の下で実施される温室効果ガス(GHG)排出削減又は吸収プロジェクト活動で、合同委員会により登録されたプロジェクト
民間 JCM プロジェクト	事業実施に JCM プロジェクトの実施を目的とした政府資金(例:環境省 JCM 設備補助事業、経産省 NEDO 実証事業等)を活用しない民間資金を中心とした JCM プロジェクト
JCM 実施担当省	日本国における JCM の実施に関係の深い省(環境省、経済産業省、外務省、農林水産省、国土交通省) ※JCM 実施要綱(2022 年1月 17 日施行)第2条より抜粋。
JCM 実施要綱	日本国 JCM 登録簿の作成及び運用、日本国 JCM 登録簿における JCM クレジットの発行、発行された JCM クレジットの管理その他の必要な事項並びにこれらに関する手続及び様式等を定めている。
JCM 規則・ガイドライン類	パートナー国との JCM 構築に関する協力覚書に基づき、合同委員会において策定される JCM の実施に必要な規則・ガイドライン類(プロジェクトサイクル手続、方法論、プロジェクト設計書、モニタリング、第三者機関の指定、妥当性確認及び検証、JCM に関連するその他の事項)を指す。全て以下の JCM ホームページにおいて公開される。 <a href="https://www.jcm.go.jp/">https://www.jcm.go.jp/</a>
取消し	JCM 実施要綱第5条2項に基づき、口座名義人又は日本国政府が、JCM クレジットを取消口座に移転し、当該 JCM クレジットをそれ以上移転できない状態にすること。
無効化	JCM 実施要綱第5条2項に基づき、口座名義人又は日本国政府が、自らの温室効果ガスの排出の抑制等に係る取組を評価することを目的として、JCM クレジットを無効化口座に移転し、当該 JCM クレジットをそれ以上移転できない状態にすること。

# 1. はじめに

---

二国間クレジット制度(JCM : Joint Crediting Mechanism)は、途上国等への優れた脱炭素技術・製品・システム・サービス・インフラ等の普及や対策実施を通じ、実現した温室効果ガス(GHG)排出削減・吸収への我が国の貢献を定量的に評価し、我が国の削減目標の達成に活用する制度です。また、パリ協定第 6 条 2 項で言及されている協力的アプローチの一つと位置づけられ、地球規模での排出削減・吸収行動を促進することにより、国連気候変動枠組条約の究極的な目的及びパリ協定の目的に貢献しています。

パリ協定では全ての締約国が自国の GHG 排出削減目標(NDC : Nationally Determined Contribution)を定めること等が規定されており、第6条では世界全体での GHG 排出削減を効率的に進めるため、排出削減量を国際的に移転する「市場メカニズム」が規定されています。2021 年 10 月に閣議決定された「地球温暖化対策計画」では、JCM については以下のとおりとされています<sup>1</sup>。

*途上国等への優れた脱炭素技術、製品、システム、サービス、インフラ等の普及や対策実施を通じ、実現した温室効果ガス排出削減・吸収への我が国の貢献を定量的に評価するとともに、我が国の NDC の達成に活用するため、JCM を構築・実施していく。これにより、官民連携で 2030 年度までの累積で、1億 t-CO<sub>2</sub> 程度の国際的な排出削減・吸収量の確保を目標とする。*

また、同年 11 月の COP26 において JCM を含むパリ協定第 6 条の実施ルールが採択されたことも踏まえ、今後は同ルールに沿って JCM をより一層、積極的に活用していくこととしており、6条実施ルールも踏まえた必要な JCM 規則・ガイドライン類の策定・見直しも各パートナー国政府とともに行われているところです。

現状(2023年3月現在)、25のパートナー国における 200 件超のプロジェクトの組成は、いずれも日本政府による資金支援や実現可能性調査により実現したプロジェクトです。他方で、政府資金の活用にあたっては補助金適正化法等の関係規定や実施スケジュール等を踏まえる必要があること等の民間事業者による柔軟な JCM プロジェクト組成に対する一定の制約が存在します。また、昨今の民間事業者におけるクレジット活用への関心の高まり等も踏まえれば、地球温暖化対策計画の目標達成に向けた今後の更なる JCM の実施に向けては、従来の政府支援に加え、民間資金を中心としたプロジェクト組成を促進していくことが重要です。

この点、2021 年度に行われた「民間による JCM 活用のための促進策に関する検討会」においても民間 JCM の活用を促進するために現行の JCM 規則・ガイドライン類を前提とした具体的な手続等の整備についての提言が公表されています<sup>2</sup>。さらに、2022 年 6 月に閣議決定された「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画・フォローアップ」においては、「JCM の拡大のため、2025 年を目途にパートナー国を 30 か国程度とすることを目指し関係国との協議を加速するとともに、2022 年度に民間資金を中心とする JCM プロジェクトの組成ガイダンスを策定し普及を行う」とされています<sup>3</sup>。

民間 JCM の推進にあたっては、まずは、JCM パートナー国政府との関係において、民間事業者が予見可

---

<sup>1</sup> [https://www.kantei.go.jp/jp/singi/ondanka/kaisai/dai48/pdf/keikaku\\_honbun.pdf](https://www.kantei.go.jp/jp/singi/ondanka/kaisai/dai48/pdf/keikaku_honbun.pdf)

<sup>2</sup> <https://www.env.go.jp/press//110916.html>

<https://www.meti.go.jp/press/2022/04/20220621006/20220421006.html?from=mj>

<sup>3</sup> [https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/atarashii\\_sihonsyugi/pdf/fu2022.pdf](https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/atarashii_sihonsyugi/pdf/fu2022.pdf)

能性を持って事業を進められることが重要です。そのためには、JCM プロジェクトの事前の照会プロセスの導入が有益です。

以上を踏まえ、日本国政府内の JCM 実施担当省で検討を行い、民間資金を中心とする JCM プロジェクトの組成ガイダンスを策定しました。本ガイダンスは、直近のパートナー国政府との JCM 規則・ガイドライン類の策定・見直しに関する議論等も踏まえ、JCM 規則・ガイドライン類において求められる手続きに加え、民間 JCM プロジェクト組成において予見可能性を高めるために、新たに導入される予定のプロセスや特に留意が必要となる事項について説明するものです。本ガイダンスは今後の JCM 規則・ガイドライン類の策定・見直し、民間 JCM の個別プロジェクトの組成状況やパートナー国政府との協議等も踏まえ、必要に応じて内容を更新、追加していきます。

なお、民間 JCM プロジェクトの実施可能性については、既存例がほとんど無い中でパートナー国政府との JCM 規則・ガイドライン類の策定・見直しと並行して個別プロジェクト内容を踏まえた協議を開始することが必要となることや、対象となる分野、個別プロジェクトもパートナー国政府の意向等も踏まえ多種多様となることから、本ガイダンスを踏まえた事前照会等の手続を経ることで、そのとおりに当該プロジェクトが合同委員会において JCM プロジェクトとして登録されることを予断するものではありません。特にパートナー国側との調整においては民間事業者自身によるパートナー国関係者との事前の協議等を行うことにより、不確実性を排除する努力も重要です。

## 2. 民間 JCM プロジェクトの事前の照会プロセスを含む手続について

---

従来の日本国政府による JCM プロジェクト形成に対する資金支援事業のうち JCM 設備補助事業(環境省)では、同事業固有の手続きとして、各プロジェクトの採択前に事業概要(PIN : Project Idea Note)をパートナー国の JCM 事務局<sup>4</sup>に送付し、排出削減見込み量も含めたその実施可能性を照会しています。JCM プロジェクトの実施によるパートナー国側へのメリット・デメリット、及び、民間事業者にとっての投資判断の前提となる具体的なクレジット配分についても、2021年 COP26 におけるパリ協定第6条実施ルール(排出削減量の二重計上防止のための「相当調整」を含む)の採択により日本側に配分される JCM クレジットについては相当調整の対象となることから、自らの NDC 達成への影響等の観点からパートナー国政府の関心も高まっています。こうした状況も踏まえ、日本国政府における JCM 実施担当省として、JCM 規則・ガイドライン類について、プロジェクト参加者がプロジェクト登録に先立ち、クレジット配分を含む PIN(別添1)を作成し、JCM プロジェクトとしての事前照会手続を含む JCM 規則・ガイドライン類の策定・見直しをパートナー国政府と調整しているところです。

特に民間 JCM プロジェクトにおいては日本国政府の資金支援を伴わないため、当該民間 JCM プロジェクトのクレジット配分を含む実現可能性等に加え、通常の類似の民間投資プロジェクトとの違いや、当該プロジェクトを JCM として実施することがなぜパートナー国側にとってもメリットとなるのかといった点について、パートナー国政府との共通理解の醸成がより重要になることが想定されます。

以上のことから、民間 JCM プロジェクトの実施を希望する民間事業者にとっても、PIN を活用した事前照会プロセスは有益と考えられます。具体的には、プロジェクトの実施前にクレジット配分を含む PIN を作成・提出し、合同委員会で異議の有無が確認されることで、民間 JCM プロジェクトが日本国政府及びパートナー国政府により事前に認知され、将来的なクレジット配分等への不確実性の低減・民間 JCM プロジェクトの実施に対する予見可能性の向上が見込まれます。なお、上記の PIN を活用した事前照会プロセスに関する JCM 規則・ガイドライン類の策定・見直し状況はパートナー国ごとに異なります。また、当該プロセスが与える JCM プロジェクトの実施への影響等も踏まえ、プロセス自体の見直しや改訂も行っています。

---

<sup>4</sup> 各パートナー国の合同委員会メンバーは JCM ホームページにおいて公開されている。<https://www.jcm.go.jp/>

## 2.1 事業概要(PIN)の作成及び提出について



(注:本資料はパートナー国政府と調整中のJCM規則・ガイドライン類を踏まえたものであり、実際のPINの位置づけ等は異なる可能性がある)

上記の図は現在、日本国政府がパートナー国政府に提案し調整予定のPIN手続を含むJCM規則・ガイドライン類に基づくJCMのプロジェクトサイクルの全体像です。PINを含むJCM規則・ガイドライン類の策定・見直しはパートナー国政府と調整中のため、確定したプロセスではありませんが、PIN手続を盛り込んだJCM規則・ガイドライン類が各パートナー国政府との間で採択された場合、以下の手続が必要となることが想定されます。各パートナー国政府と採択したPIN手続を含むJCM規則・ガイドライン類の最新情報については、順次、JCMホームページの各パートナー国のページにPINの様式も含めて掲載されますので、最新情報については当該ページにてご確認ください<sup>5</sup>。

また、各パートナー国政府とのJCM規則・ガイドライン類の策定・見直し等も踏まえた民間JCMプロジェクトの手続等についての事前相談を希望する場合はJCM事務局([info@jcm.go.jp](mailto:info@jcm.go.jp))にご相談ください。

- ・ 民間JCMプロジェクトの実施を希望される事業者が、別添1のPIN様式(Project Idea Note for JCM Project)へプロジェクト情報、クレジット配分等を英語で記載のうえ、JCM事務局へ提出。(様式への入力に当たっては、特に以下2.2以降の内容について、民間JCMの特徴を理解したうえでご記載

<sup>5</sup> <https://www.jcm.go.jp/>

ください)

- ・ JCM 事務局で記載内容が必要な情報を網羅しているかどうかを確認した上で、JCM 事務局からパートナー国政府との合同委員会へ送付(パートナー国政府からの照会等に対しては JCM 事務局を通じて提案者である民間事業者にも、必要に応じて追加説明資料等を提出していただくことがあります)
- ・ 合同委員会は PIN の受領後に異議の有無を決定

## 2.2 民間 JCM プロジェクトの対象事業検討に当たっての留意事項

JCM という日本とパートナー国との間での二国間協力の仕組みが存在することで、我が国の民間事業者による排出削減・吸収に貢献する優れた脱炭素技術の導入等が民間 JCM を通じたプロジェクト組成により行われることは、パートナー国の NDC 達成への貢献だけでなく、民間資金の更なる活用によるパリ協定第6条の市場メカニズムの実施の拡充の観点からも望ましいことです。そのため、PIN に記載されたクレジット配分案等を事前に照会し、JCM として実施されることの異議の有無(民間 JCM プロジェクトの場合、通常の類似の民間投資プロジェクトとの違いや JCM として実施することがなぜパートナー国側にとってもメリットとなるのか等)をパートナー国政府との合同委員会で事前に意思決定することが JCM 規則・ガイドライン類の改訂で各パートナー国政府と調整がなされている点は既述のとおりです。

現状、民間 JCM としての実施が検討され得るプロジェクトとしては、以下が考えられます。

- プロジェクトの規模等との関係で日本国政府の資金支援の活用が適当ではない、日本国政府の資金支援を活用すると実施スケジュール等が制約となる等の理由で現状の日本国政府による JCM プロジェクトに対する資金支援事業(下表)を活用しないプロジェクト<sup>6</sup>
- パートナー国との間で JCM 方法論が既に存在する脱炭素技術等を用いたプロジェクト<sup>7</sup>

表 2-1 日本国政府による JCM プロジェクトに対する資金支援事業

所管省庁	事業名
環境省	JCM 設備補助事業
	二国間クレジット制度を活用した代替フロン等の回収・破壊事業
	JCM 日本基金(JF-JCM)-アジア開発銀行拠出金
	UNIDO-JCM プロジェクト
経済産業省	JCM 実証事業

PIN 様式には、日本国政府による資金支援の活用の有無を記載する欄を設けており、民間 JCM プロジェクトの場合は「Other」にチェックを入れて頂くことが必要です(別添1 PIN 様式:4. Financial contribution)。また、民間 JCM プロジェクトの実施検討にあたって、パートナー国政府から JCM プロジェクトでの実施対象として期待されるセクター・脱炭素技術等の確認を十分に行うことが重要です。(環境

<sup>6</sup> 二国間クレジット制度(Joint Crediting Mechanism (JCM))の最新動向(2022年8月):[http://carbon-markets.env.go.jp/document/20220808\\_JCM\\_goj\\_jpn.pdf](http://carbon-markets.env.go.jp/document/20220808_JCM_goj_jpn.pdf)

<sup>7</sup> <https://www.jcm.go.jp/>



省が実施している JCM 設備補助事業での各パートナー国における対応事項は以下脚注 URL を参照<sup>8)</sup>。

## 2.3 民間 JCM プロジェクトにおける日本からパートナー国への GHG 排出削減・吸収以外に対する貢献について

パートナー国政府への民間 JCM プロジェクトに関する PIN を通じた事前照会を実施するにあたり、当該プロジェクト情報、特にクレジット配分に関する記載が、パートナー国における当該民間 JCM プロジェクト実施への理解促進と将来的なクレジット取得の観点からは重要となります。

### <1. 資金貢献の考え方及び記載例> (別添1 PIN 様式:4. Financial contribution 等)

- ・ 従来の日本国政府資金支援がある JCM プロジェクトでは、日本国政府資金による支援が日本側へクレジット配分を行う「日本国の貢献」の根拠としてパートナー国側に説明されています。民間 JCM プロジェクトの場合は、日本国政府資金支援を活用しない JCM プロジェクトの組成となるため、民間事業者による資金負担及びそれ以外の面での貢献の定量的な説明が重要となります。
- ・ それぞれのプロジェクト内容に合わせてパートナー国政府へ情報提供し、事前に理解を得ることが将来的な JCM プロジェクトとしての確実な実施及びクレジット取得に有益です。
- ・ JCM という仕組みがあり、JCM クレジットの獲得を前提とすることにより、民間 JCM プロジェクトが組成され、パートナー国での排出削減・吸収に貢献する優れた脱炭素技術の導入等に繋がることを明確に記載することが必要です。プロジェクトにより貢献としてアピールすべきポイントが異なる事が考えられますが、例として、以下が可能になるという説明が考えられます。
  - 民間事業者による資金の負担：プロジェクト実施に必要な資金を自社で負担することが資金貢献としてパートナー国政府に認められる可能性があります。資金貢献の定量化の観点から、プロジェクト参加者の直接的な資金負担が基本となりますが、プロジェクトによっては、割引 (EPC 費用、保険料)、優遇融資 (低金利、利子補給、劣後ローン)、事業参画における優遇措置または権利の放棄 (株主優待放棄、議決権放棄) 等もパートナー国政府に「日本国の貢献」として認められる可能性があります。
  - 付随サービスの実施：プロジェクト自体に掛かる資金を負担する他に、プロジェクトに関係する技術移転のための活動、O&M サービスの実施等の付随サービスの資金負担についても、従来は実施しないものと説明できる場合に限り、その他の貢献として認められる可能性があります。

### <2. その他貢献の記載例及び考え方 (別添1 PIN 様式:3.7. Contribution other than GHG emissions reductions or removals 等)>

下記の例も参考に、資金負担面以外の民間 JCM プロジェクトの実施によるその他の貢献を具体的に記載してください。当該記載が具体的かつ定量的であれば、パートナー国政府からその他の貢献として認められ、クレジット配分に加味される可能性があります。

- パートナー国の NDC に対する貢献

<sup>8)</sup> 令和4年度の JCM 設備補助事業における各パートナー国における対応事項：  
[https://gec.jp/jcm/jp/kobo/r04/mp/jcmR4\\_Partner\\_Countries.pdf](https://gec.jp/jcm/jp/kobo/r04/mp/jcmR4_Partner_Countries.pdf)

提案するプロジェクトを実施することによるパートナー国の NDC 達成における意義を明確にし、新たな GHG 排出削減・吸収を実現することはパリ協定第6条ルールに基づく相当調整を経たクレジット配分を行ってもなお、パートナー国の NDC 達成に寄与するものであること。

- SDGs への貢献やその他コベネフィット

提案するプロジェクトを実施することによるパートナー国における SDGs への貢献等、GHG 排出削減・吸収以外のコベネフィットをもたらすこと。

- エネルギー需給の安定化

パートナー国において、脱炭素技術による新たな再エネ投資や省エネ対策の実施は、多くの国が掲げる NDC 達成の推進のみならず、エネルギー需給の安定化、さらにはエネルギー市場のレジリエンス向上(あるいはエネルギー安全保障)にも寄与することから、民間 JCM プロジェクトでも同様に、再エネ・省エネの促進が実施され、事業の同国内での水平展開により、パートナー国のエネルギー供給の安定化に貢献することが可能であること。

- 技術導入・投資の促進

パートナー国によっては、関心分野を定めて外資誘致の促進策を講じていることもあり、民間 JCM プロジェクトがそのようなパートナー国政府の関心と合致すれば、外資誘致の促進(ひいては、国内の関係産業の振興)にも繋がること。

## 2.4 クレジット配分 (別添1PIN 様式:3.8. Credit allocation 参照)

JCM プロジェクトから創出されるクレジットは、合同委員会において、パートナー国政府、パートナー国側のプロジェクト参加者、日本国政府、日本側のプロジェクト参加者等へと配分されます。日本国政府の資金支援のある JCM プロジェクトでは、これまで日本国政府が資金負担割合等に応じて日本側に配分されるクレジットの相当部分を取得しています。そのため、日本国政府の資金支援のある JCM プロジェクトでは、民間事業者は事業実施のための自らによる資金負担を低減できますが、民間事業者が取得できるクレジット量は限られていました。他方で、我が国の NDC 達成にも貢献する民間事業者によるクレジット取得を目的とした民間 JCM プロジェクトの実施は既述のとおり JCM の目標達成の観点からも好ましいことです。

民間 JCM プロジェクトにおいて、PIN によるクレジット配分の割合は、合同委員会での異議の有無の決定を行うに際して、パートナー国政府における本民間 JCM プロジェクトの実施の可否の検討に当たっての重要な情報となるため、その配分割合の根拠も含めて具体的な説明が必要です。

なお、民間 JCM プロジェクトを通じて日本側に配分されるクレジットは、資金負担割合等に応じて主に民間事業者が取得する事が想定されますが、我が国の NDC の達成に活用するために JCM が構築・実施されていること、日本国政府には当該パートナー国政府との合同委員会対応を含む JCM 規則・ガイドライン類の構築及び実施、JCM の活用機会の提供・支援等を行っていることに鑑み、取得したクレジットについて、我が国 NDC の排出削減目標の達成への活用へのご協力をお願いいたします。

協力の例としては、事業者が保有する JCM クレジットを無効化することで、地球温暖化対策推進法に基づく温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度(SHK 制度)における調整後温室効果ガス排出量の算定に活用

することやその他のカーボン・オフセットに使いつつ、NDC の排出削減目標へも活用することが可能です<sup>9</sup>。

また、民間 JCM プロジェクトの実施にあたって測定、報告及び検証(MRV)等やパートナー国政府との直接協議の設定等の日本国政府による支援を受ける場合は、その具体的な支援内容に応じた日本国政府へのクレジット配分についての調整が必要になる場合がありますのでご注意ください。

---

<sup>9</sup> 日本国二国間クレジット制度(JCM)実施要綱第 5 条第 2 項:<https://www.env.go.jp/content/900518375.pdf>

### 3. 日本国政府による民間 JCM プロジェクトの実施支援について

---

日本国政府が資金支援する JCM プロジェクトの組成・実施においては、日本国政府からは以下の実施支援が行われています。

- 案件組成に向けた実現可能性調査(FS)等への支援
- GHG 排出削減・吸収量の算定方法論の開発、MRV に対する支援

民間 JCM プロジェクトの実施においては、上記のとおりこれらの支援を活用することはクレジット配分量にも影響があり得ますが、これらの支援や関係情報の提供が必要な場合は JCM 事務局へご相談ください。

## 4. その他

---

JCM プロジェクトの実施においては、環境・社会経済に関するパートナー国における法体系などの順守が当然に求められるほか、2021年のCOP26で決定されたパリ協定第6条の実施ルールを踏まえ、パートナー国における持続可能な開発・SDGsの実現への寄与、JCM ジェンダー・ガイドライン<sup>10</sup>への適合性、「ビジネスと人権」に関する行動計画(2020-2025)」<sup>11</sup>等に沿った最善の人権配慮等の実現への寄与等も満たしていることが必要となります。このため、民間JCMプロジェクトの実施においてもJCMとしてこれらの事項への対応が行われることが必要となります。

---

<sup>10</sup> JCM 設備補助事業ではジェンダー・ガイドラインへの適合性を審査している <https://www.env.go.jp/press/107964.html>

<sup>11</sup> [https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4\\_008862.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_008862.html)